四運自公第５３号
改正　令和　６年　１月１９日　四運自公第６５号
改正　令和　８年　２月１３日　四運自公第３３号
改正　令和　８年１０月　９日　四運自公第１８号
改正　令和　８年１１月　４日　四運自公第２４号

# 公　　示

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の水準について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（令和６年１月１５日付け四運自公第５１号）２．（３）①イ．における自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価（以下「運送の対価」という。）の水準について、下記のとおり定めたので公示する。

令和６年１月１５日

四国運輸局長　石原　典雄

記

１．運送の対価は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成１４年１月１６日付け四運自公第４１号）別添運賃適用地域（以下、「適用地域」という。）ごとに定めるものとする。

２．運送の対価は以下のとおりとする。

| 適用地域 | 距離制 | | 時間制（５分ごと） |
|---|---|---|---|
| | 初乗り | 加算 | |
| 香川県香川地区 | １㎞　４００円 | １㎞　２７０円 | ４３０円 |
| 香川県小豆島地区 | １㎞　３２０円 | １㎞　２９０円 | ３６０円 |
| 徳島地区 | １㎞　３７０円 | １㎞　２４０円 | ３７０円 |
| 愛媛地区 | １㎞　４８０円 | １㎞　２５０円 | ４４０円 |
| 高知地区 | １㎞　４８０円 | １㎞　２５０円 | ４４０円 |

３．２．に定める運送の対価は、適用地域における目安であるため、地域公共交通会議等においては当該対価に拘束されるものではないことに留意すること。

附　則（令和６年１月１５日付け四運自公第５３号）

１．本公示は、令和６年１月１５日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものと

する。

附　則（令和６年１月１９日付け四運自公第６５号）

１．本公示は、令和６年２月１９日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附　則（令和８年２月１３日付け四運自公第３３号）

１．本公示は、令和８年２月１３日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。ただし、香川県香川地区にあっては令和８年３月１６日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附　則（令和８年１０月９日付け四運自公第１８号）

１．本公示は、令和８年１０月９日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。ただし、徳島地区にあっては令和８年１０月２６日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附　則（令和８年１１月４日付け四運自公第２４号）

１．本公示は、令和８年１１月４日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。ただし、高知地区にあっては令和８年１１月３０日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。